

令和3年9月定例会提出議案概要（記者発表資料）

1	招集告示日	令和3年8月25日	
2	招 集 日	令和3年9月1日	
3	提出議案件数	16件	
		予 算 2件	
		条 例 4件	
		その他 10件	
4	議案等件名		
	議案第71号	令和3年度西条市一般会計補正予算（第9回） について	別 冊
	議案第72号	令和3年度西条市介護保険特別会計補正予算 （第1回）について	
	議案第73号	令和2年度西条市一般会計及び特別会計歳入歳 出決算の認定について	
	議案第74号	令和2年度西条市水道事業会計決算の認定につ いて	
	議案第75号	令和2年度西条市病院事業会計決算の認定につ いて	
	議案第76号	令和2年度西条市公共下水道事業会計決算の認 定について	
	議案第77号	土地改良事業の施行について . . . . .	1
	議案第78号	西条市ひと・夢・未来創造拠点複合施設設置及 び管理条例について . . . . .	2
	議案第79号	西条市市民活動支援センター設置及び管理条例 の一部を改正する条例について . . . . .	4
	議案第80号	西条市産業情報支援センター設置及び管理条例 の一部を改正する条例について . . . . .	5
	議案第81号	西条市保育所条例の一部を改正する条例につい て . . . . .	6
	報告第13号	令和2年度西条市財政健全化判断比率及び公営 企業における資金不足比率の報告について . . .	7
	報告第14号	令和2年度西条市公営企業における資金不足比 率の報告について . . . . .	8
	報告第15号	令和2年度西条市公営企業における資金不足比 率の報告について . . . . .	9

報告第16号	令和2年度西条市公営企業における資金不足比率の報告について	10
報告第17号	橘公民館内における車両物損事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分について	11

議案第77号 土地改良事業の施行について

(農林土木課西部分室)

1 提出の理由

飯岡亀の甲地区における農地耕作条件改善事業の実施に当たり、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 概要

(1) 地区名

飯岡亀の甲地区

(2) 工種

ア 区画整理工

イ 農業用排水施設工

(3) 事業費

210,000,000円

(4) 受益面積

ア 区画整理 6.5ヘクタール

イ 農業用排水施設 5.7ヘクタール(うち、5.6ヘクタールが重複)

(5) 受益者数

ア 区画整理 25戸

イ 農業用排水施設 25戸

(6) 整備内容

ア 区画整理 6.5ヘクタール

イ 農業用排水施設 523メートル

(7) 事業期間

令和4年度から令和8年度まで

議案第78号 西条市ひと・夢・未来創造拠点複合施設設置及び管理条例  
について

(公共施設マネジメント推進室)

1 提出の理由

令和4年7月に開設を予定している「西条市ひと・夢・未来創造拠点複合施設」を運営していくに当たり、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第1項の規定に基づき、当該施設の設置及び管理に関する事項を定めるため、所要の条例を制定しようとするものである。

2 概要

(1) 設置(第1条関係)

市民、企業、市民団体及び本市の関係人口(以下「市民等」という。)の交流促進を図るとともに、市民等の自発的な活動を総合的に支援し、市民等の自己実現を通じた市民福祉の増進及び地域の活性化に資するために設置することとし、名称を「西条市ひと・夢・未来創造拠点複合施設(以下「拠点複合施設」という。)」とする。

(2) 事業(第2条関係)

拠点複合施設は、次に掲げる事業を行う。

- ア 市民等の交流促進に関すること。
- イ 市民等の自己実現の支援に関すること。
- ウ 市民等の地域学習に関すること。
- エ 資料の展示及び情報発信に関すること。
- オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が適当と認めること。

(3) 施設(第3条関係)

拠点複合施設は、次に掲げる施設をもって構成する。

- ア 西条市産業情報支援センター
- イ 西条市市民活動支援センター
- ウ その他の第1条の目的を達成するために必要な施設

(4) 休館日(第5条関係)

12月29日から翌年の1月3日までとする。

(5) 開館時間(第6条関係)

午前9時から午後7時までとする。

(6) 使用の許可(第7条関係)

イベントルーム、セミナールーム、会議室1、会議室2、研修室、多目的室、交流チャレンジスペース又は広場を使用しようとする者は、あらかじめ

市長の許可を受けなければならない。

(7) 指定管理者による管理（第14条関係）

拠点複合施設の管理は、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するものに行わせることができる。

3 施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日。ただし、附則第2項の規定は、公布の日

議案第79号 西条市市民活動支援センター設置及び管理条例の一部  
を改正する条例について

(市民協働推進課)

1 提出の理由

令和4年7月に開設を予定している「西条市ひと・夢・未来創造拠点複合施設」内に「西条市市民活動支援センター」を移転するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

- (1) 施設の位置について、「西条市栄町265番地」を「西条市明屋敷131番地2」に改める。
- (2) 休館日について、「水曜日」を「月曜日」に改める。
- (3) 入館の制限及び指定管理者による管理に関する規定を削除する。

3 施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日

議案第 80 号 西条市産業情報支援センター設置及び管理条例の一部  
を改正する条例について

(産業振興課)

1 提出の理由

令和 4 年 7 月に開設を予定している「西条市ひと・夢・未来創造拠点複合施設」内に「西条市産業情報支援センター」を移転するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

- (1) 施設の位置について「西条市神拝甲 150 番地 1」を「西条市明屋敷 131 番地 2」に改める。
- (2) 事業内容について、次のとおり改める。
  - ア 企業等の経営支援に関すること。
  - イ 企業等の新事業展開及び新分野進出に関すること。
  - ウ 起業家の発掘及び養成に関すること。
  - エ 企業等の採用力の向上及び職場環境の改善に関すること。
  - オ 地域経済動向の調査及び分析並びに産業情報の提供に関すること。
  - カ 企業等による連携及び企業等と大学その他の研究機関の連携に関すること。
  - キ 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めること。
- (3) 移転後の施設においては設置を予定していない会議室、インキュベータ室等に関する規定のほか、指定管理者による管理等に関する規定を削除する。

3 施行期日

公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日

議案第 8 1 号 西条市保育所条例の一部を改正する条例について

(保育・幼稚園課)

1 提出の理由

令和 4 年度から「西条市立河北こども園」と「西条市立庄内保育所」を統合し、「西条市立河北こども園」とすることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

第 2 条の表において西条市立庄内保育所に関する規定を削除する。

3 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日



報告第13号 令和2年度西条市財政健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率の報告について

(財 政 課)

1 提出の理由

令和2年度西条市財政健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、議会に報告するものである。

2 財政健全化判断比率

(単位：パーセント)

比 率	西条市比率	備 考
①実質赤字比率	—	①実質赤字比率と②連結実質赤字比率は、黒字であれば「－（傍線）」と表示される。
②連結実質赤字比率	—	
③実質公債費比率	6.5	③実質公債費比率と④将来負担比率は暫定値
④将来負担比率	78.4	

3 公営企業における資金不足比率

比 率	会 計 区 分	西条市比率
⑤ 公営企業における資金不足比率	簡易水道事業特別会計	公営企業における資金不足は無し
	港湾上屋事業特別会計	
	小松地域交流事業特別会計	
	本谷温泉事業特別会計	

報告第14号 令和2年度西条市公営企業における資金不足比率の報告について

(水道業務課)

1 提出の理由

令和2年度西条市公営企業における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定により、議会に報告するものである。

2 公営企業における資金不足比率

比 率	会 計 区 分	西条市比率
公営企業における 資金不足比率	水道事業会計	公営企業における 資金不足は無し

報告第15号 令和2年度西条市公営企業における資金不足比率の報告について

(健康医療推進課)

1 提出の理由

令和2年度西条市公営企業における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定により、議会に報告するものである。

2 公営企業における資金不足比率

比 率	会 計 区 分	西条市比率
公営企業における資金不足比率	病院事業会計	公営企業における資金不足は無し

報告第16号 令和2年度西条市公営企業における資金不足比率の報告について

(下水道業務課)

1 提出の理由

令和2年度西条市公営企業における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定により、議会に報告するものである。

2 公営企業における資金不足比率

比 率	会 計 区 分	西条市比率
公営企業における 資金不足比率	公共下水道事業会計	公営企業における 資金不足は無し

報告第17号 橘公民館内における車両物損事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分について

(包括支援課)

1 提出の理由

橘公民館内における車両物損事故に伴う和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものである。

2 概要

和解の内容等

(1) 損害賠償の額

車両の損害に係る額 金4,400円

(2) 支払等

公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われる対物損害賠償金の範囲内で相手方に支払う。

(3) 双方とも、その余一切の異議・請求の申立てをしない。